

マネジメント担当者の皆様へ

【調査票3】生活機能モニタリング票 記載要領

1. はじめに

調査票3では、IADLおよびADL、外出頻度、移動手段、認知機能、サービス提供状況、家族介護力と負担感を評価しますが、ここでは、評価者間で評価差が生じやすいIADL、ADL、認知機能の評価方法について解説します。

2. 評価方法に関する基本的考え方

IADL、ADLは、「在宅で各行為を行っているかどうか。行っている場合、どのように行っているか」を評価します。評価区分は、「自立」「見守り」「一部介助」「全介助」「行っていない」の5区分（歩行は、例外として、「6.車椅子で45m以上自走」の区分が追加されています）です。

その場合の評価の考え方は、

原則1：行っているかどうかは、ここ1週間の状況で判断する。

評価時点の1週間において、1回も行われていない場合を「行っていない」とする。

原則2：「自立」とは、他人からの見守りや介助を受けずに、その行為を行っている場合をいう。

他人からの見守りや介助がないことが基準であり、杖や歩行器などの道具を使っても他人からの見守りや介助を受けずに自分で屋外歩行をしている場合は「自立」と判断する。

原則3：一連の行為（車椅子からベッドへの移乗でいうと、「ベッド上で起き上がる」「端座位をとる」「車椅子に移乗する」）のうち、「見守り」と「一部介助」が混在する場合は、より重度（ここでは「一部介助」）のレベルで評価する。

原則4：整容のように、複数の行為（「洗面」、「整髪」、「歯磨き」、「ひげそり」など）を含む場合に、洗面は「見守り」、歯磨きは「一部介助」のように、介助レベルが混在する場合は、より重度（ここでは「一部介助」）のレベルで評価する。

3. 主な項目の定義

1) IADL

買い物：「スーパーに行って食べ物などを選ぶ～支払いを行う」といった、買い物に関する一連の行為のこと。スーパーまでの移動は含まない。

食事の支度：「献立を考える～材料を用意する～料理する～配膳する」といった、食事の用意に関する一連の行為のこと。

家事：掃除（用具を用意～掃除を行う～片付ける）、洗濯などの一連の行為のこと。

金銭の管理：自分の所持金（小銭や預金通帳）の支出入の把握、管理、出し入れする金銭の計算といった、金銭の管理に関する一連の行為のこと。

遠くへ外出：自分の車を運転する、タクシーやバスに乗る、地下鉄や電車に乗るなどのいずれかの交通手段を利用して、歩行できる範囲を超えた外出を行う行為のこと。

2) ADL

- 歩行** : 立った状態から平地を歩く行為のこと(歩行距離の目安を45mとします)。杖や歩行補助具を使用しているかどうかは問いません。ただし、車椅子の場合は、立った状態から平地を歩く状態ではありませんので、車椅子を自走で45m以上移動している場合は、「6.車椅子自走」と評価下さい。なお、車椅子自走で45m移動していない場合は、「5.行っていない」と評価下さい。
- 屋内移動** : 屋内における日常生活(食事、排せつ、入浴など)において、今いる場所から必要な場所に移動する行為のこと。階段昇降は含まない。移動の手段(装具装着、杖使用、車椅子使用)は問わない。ここで、車椅子による移動とは、車椅子に移乗した後の移動をさし、移乗に伴う行為は含まない。
- 屋外移動** : 屋外における日常生活(買い物、散歩など)において、今いる場所から必要な場所に移動する行為のこと。近くのスーパーなど、歩行や車いすで移動できる範囲内での移動のこと。階段昇降は含まない。移動の手段(装具装着、杖使用、車いす使用など)は問わない。
- 階段昇降** : 階段の上り下りを行う行為のこと。移動の手段(杖使用、手すりにつかまるなど)は問わない。1段でも数段でもよい。敷居や玄関の上がりでも15cm以上高さがあれば、階段とみなす。
- 移乗** : ベッドから車椅子に移る行為のこと。
- 入浴** : 一般浴、シャワー浴、訪問入浴、器械浴などにより、体を洗ったり、浴槽につかたりする行為をいう。浴槽の出入りができるかどうかを問わない。
- トイレ動作** : トイレまでの移動、便器への移乗、排泄後の後始末、衣服の整理などの一連の行為のこと。
- 整容** : 洗顔(タオルの準備～蛇口をひねる～顔を洗う～タオルで拭く)、整髪、歯磨き、などの行為のこと。
- 更衣** : 衣服が用意された時に、それを着たり、脱いだりする行為のこと。
- 食事摂取** : 食べ物を食べる行為をいう。調理(厨房や台所での刻み食やミキサー食の準備を含む)、配膳、後かたづけ、食べこぼしの掃除などの行為は含まない。また、自助具の使用の有無、要する時間は問わない。

3) 認知機能

短期記憶 : 調査時の直前の行為、直前にみせた身近な物などを、思い出すことをいう。

日常の意思決定 : 毎日の暮らしにおけるいろいろな活動に対する、利用者の判断能力(起床や食事すべき時間がわかる、衣服を選ぶ、外出の仕方がわかっている、日課をたてるなど)のことをいう。

「できる」: 利用者の判断は、首尾一貫し、理にかなっており、妥当である場合をいう。

「特別な場合以外は可」: 慣れ親しんだ日常生活状況のもとでは妥当な判断をするが、新しい事態に直面した時に、意思決定するのにいくらか困難がある場合をいう。

「日常的に困難」: 判断力(意思決定)が弱く、指示や合図、見守りが必要な場合をいう。

「できない」: 判断できない、あるいはまれにしか判断できない場合をいう。

意思の伝達 : 話す、書く、手話、あるいはそれらの組み合わせによって、自分自身の要求や意見、緊急の用事などを表現し、相手に伝達する能力のことをいう。

「できる」: 自分の考えを容易に表現し、相手を理解させることができる場合をいう。

「時々できる」: 通常は理解させることができるが、適当な言葉を選んだり、考えをまとめたりするのに多少の困難がある場合をいう。自分の意思を理解させるのに、多少、相手の促しを要することもある。

「ほとんどできない」: 基本的な要求(飲食、睡眠、トイレなど)に限定される場合をいう。

「できない」: ほぼ理解させることができない、または、ごく限られた者だけが理解できるサイン(ジェスチャーなど)でしか自分の要求を伝えられない場合をいう。